

第37回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年7月5日（火）午後1時30分から午後4時00まで

2 開催場所

津地方裁判所大会議室

3 テーマ

刑事裁判における犯罪被害者への配慮について

4 出席者

【委員】

伊藤英明、稲垣朋子、岩上真人、上坂和央、小川秀幸、小端千津、佐波斉、柴田誠、高橋昌子、竹内浩史、筒井健夫、村田華、村田雄介（五十音順、敬称略）

【事務担当者】

刑事首席書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 委員長選任

委員の互選により筒井健夫委員が委員長に選任された。

(2) テーマについて説明

①「刑事裁判における犯罪被害者等への配慮・保護について」（首席書記官）

②「犯罪被害者への配慮」（検察官委員）

③「弁護士による被害者支援」（弁護士委員）

(3) 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(4) 次回意見交換のテーマ

「民事訴訟手続におけるIT化について」

(5) 次回開催日時

令和5年2月3日（金）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長、○学識経験者委員、△法曹委員、□裁判官委員)

- ◎ 本日の意見交換のテーマは、「刑事裁判における犯罪被害者等への配慮について」です。被害者の方々に、安心して刑事裁判に参加していただくための工夫等に関して御意見等をお伺いしたい。
- 犯罪被害者の遺族の方から、遺族はその心情を述べることはできても被告人に質問をする機会が少ないという話を仕事上聞いたことがある。被害者参加人として被告人に質問をすることもできるようだが、そのときに被告人が答えた内容は裁判の資料になるのか。
- 被害者からの質問に対して被告人が答えた内容は、裁判の資料となる。ただし、刑事裁判においては、検察官が証拠を検討した上で起訴する内容を決め、裁判も起訴状の内容に沿って、検察官の立証が十分かという観点で進められるので、被害者が取り上げてほしいと考えることが必ずしも裁判で取り上げられない場合もあり、そのことをもどかしく思われるのかもしれない。
- △ 被害者や遺族からの情報や言い分は、捜査段階で可能な限り吸い上げるべきであるが、被害者が亡くなられているような場合、事実に関する記憶という点で遺族と被害者本人では情報量に大きな差がある。そのような中、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判のルールもあるため、被害者や遺族が望む認定がされるのか、証拠が集められるのかは事案によるのかと思う。
- 証人の遮へいやビデオリンクが認められる場合と認められない場合の違いや認められている事案の割合について知りたい。また、検察庁の対応において被害者情報がどの程度保護されているのか、弁護士が被害者へのフォローやプライバシー保護のためにどのような対応をされているのか、お聞きしたい。
- 正確な統計上の数字は分からないが、性犯罪の事案では遮へいやビデオリンクを認めなかったことは経験上なく、これまでに遮へいやビデオリンクを実施した

事例の多くが性犯罪事案である。しかし、被告人がそばにいるという緊張感がある状況で供述をすることで、供述の信ぴょう性を担保している面もあるので、それ以外の事案ではできるだけ法廷で証言をしてもらうことが多い。

△ 被害者の氏名は事件の特定のために起訴状に書く必要があり、氏名を被告人に対して秘匿することは原則できない。また、証拠の中に被害者の個人情報が入っている場合であっても、証拠の内容によっては必ずしもマスクングできるとは限らない。証拠は裁判所に提出する前に弁護人に開示することになっており、通常は弁護人のところで情報管理をしてもらえるはずだが、確実に秘匿できるという保障はない。

△ 被害者の情報保護については、対世間と対加害者の側面がある。性犯罪の事案では実名報道することはないので、基本的に世間に情報が出回ることはない。加害者の弁護人には被害者の住所がほぼ確実に伝わるが、通常は弁護人がそれを加害者に知らせることはしない。弁護士が行う被害者へのフォローとしては、被害者に接触しないよう加害者に書面で通知したり、刑務所から出所する時期を通知してもらうよう検察庁に申請し、出所時期にあわせて警察の巡回ルートを変えてもらったりということがある。

○ 被害者参加人のための国選弁護制度は実際どの程度利用されているのか。

□ 法テラスで国選被害者参加弁護士を利用されている方も多い印象であるが、示談交渉等を委任している弁護士がそのまま刑事手続に参加することもよくある。

○ 損害賠償命令の制度はあまり使われていないようだが、どのような理由によるものか。

△ 刑事裁判の中で請求が認められても、被告人から不服申立てをされると民事裁判で一からやり直しになるので、初めから民事裁判をした方がよいと考える弁護士も多いのではないかと思う。

□ 刑事の損害賠償命令から民事裁判に移行した事件を担当した経験がある。件数としては確かに多くないが、刑事裁判からの移行もスムーズであり、証拠も刑事

裁判のものをそのまま使えるというメリットもあるので、良い制度だと思う。

- 刑事裁判の被告人はお金がない人が多いので、損害賠償命令をもらっても被告人の資力等によっては、支払いを受けられない実情も関係しているのかもしれない。
- 性犯罪における被害者への配慮として、検察庁では事情聴取や通訳は女性が行っているということであった。これは被害者の多くが女性であることを前提とした説明をされたのだと思うが、性的少数者に対する配慮事例というのはあまりないのか。
- △ 女性の被害者が多いため、そのような表現をしたが、正確には同性の担当者が行うということになる。性的少数者の事案はこれまでに経験がないが、実際にそのような事案があれば同様の配慮をすることになる。
- 遮へいやビデオリンクは、裁判所が勧める訳ではなく、あくまで被害者から申し出て、それを裁判所が判断するという流れになるのか。
- 証人請求するかどうかも含めて検察官が被害者と話をして決めるが、そのときに遮へい等の制度についても検察官から被害者に説明がされ、被害者から申出がされることになる。事案によっては裁判所から制度利用の有無について確認をすることもあるが、申出を認めるかどうかは被告人側の意見も聴いて裁判所で判断することになるので、基本的には検察官が制度を案内して、被害者本人から申出がされることになろうかと思う。
- 遮へいやビデオリンクといった制度を知らない人も多いと思うし、被害者としてはこうした制度があることを教えてもらえるのは安心できると思う。措置を執るための手間との兼ね合いもあるかもしれないが、こうした制度があること自体が良いことだと思う。
- 全体の事件数から見た被害者参加制度の利用状況は、多いのか少ないのか。年度による傾向等もあるのか。
- 正確な統計上の数字は分からないが、交通事故と性犯罪で多いという印象であ

る。ただし、これらの事案の多くで被害者参加があるということではなく、参加があるのはそのごく一部であり、事件全体から見た割合としては少ないと思われる。

- 被害者が心情を強く訴えることで、裁判員などが大きく影響を受けてしまうという心配はないか。
- 裁判員裁判を行うときには、裁判は理性的にするものだと説明している。意見陳述等の後はしんみりしてしまうことも多く、そのまま弁護人の弁論手続をしても頭に入りにくくなってしまうことも考えられるので、少し休憩を挟むなどして、理性的に手続が進むよう配慮している。
- 検察庁における被害者配慮について、被害者が何度も話をしなくて済むように工夫されていることがあれば御説明いただきたい。
- △ 事実の確認は慎重に行う必要性が高いこととの兼ね合いもあるが、何度も同じ話をすることは少なくなるように努めている。全容を聴くところから始め、その内容と食い違うことが出てきたところで再確認をするということはよくある。記憶が変容しやすい子どもや障害者については、ビデオ録画するなど、司法面接と呼ばれる手法を取ることもあるが、全ての事案で事情聴取を1回で済ませるとするのは難しいと思われる。
- ◎ 本日の各委員の御発言は、質問等を通じて御示唆いただいた事項も含めて、今後の参考とさせていただきます。